

令和8年
9月号

白沢駐在所だより

宇都宮東警察署
610-0110
白沢駐在所
673-2382

令和8年秋の交通安全県民総ぐるみ運動

秋の交通安全運動は、市民の皆様一人一人に交通ルールの厳守・正しい交通マナーの実践を習慣づけて、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

期間 令和8年9月21日（月）～30日（水）までの10日間

事故を起こさないためにも…

- ◎ 歩行者の安全確保と反射用品の着用推進
- ◎ 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- ◎ 自転車・特定小型原動機付自転車等の交通ルールの理解・遵守の徹底

高めよう！とちぎの交通マナー
マナーアップ！あなたが主役です

子どもや高齢者に優しい3S運動

SEE（見る） SLOW（減速） STOP（停止）

令和8年9月1日より、生活道路における自動車の法定速度が

60 km/h から 30 km/h

に引き下げられます。

道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、今まで通りその速度が最高速度となります。

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。